



人権に関する作品を募集します

人権を尊重した楽しい家庭づくりや明るく住みよいまちづくり、相手の気持ちを思いやることの大切さや実践を題材としたものとします。

お問い合わせ

総務部 人権政策課(米原庁舎)

☎ 52-6629 ☎ 52-4539

✉ jinsui@city.maibara.lg.jp

【一般の部】

① 人権ポスターの部

四つ切画用紙(縦書き・横書き、画材は自由)を使用し、人権のメッセージを盛り込んでください。ただし、貼り絵や文字・絵等が貼ってあるものは不可。

② 人権標語の部 用紙・様式は自由

③ 人権作文の部 400字詰め原稿用紙5枚以内

◆応募資格 市内に在住・在学・在勤の人

◆応募締切 9月12日(金)

◆応募方法 人権政策課へ持参または郵送
(〒521-8501米原市下多良三丁目3番地)
※人権標語の部のみメールでの応募可

◆審査規定

各部門とも審査委員会による審査とします。

◆表彰および発表

各部門の優秀作品は、11月開催予定の人権作品表彰式で表彰し、審査結果は優秀作品受賞者のみに通知します。

*作品には必ず「住所、氏名(ふりがな)、電話番号」を記入してください。

*作品は、自作・未発表のものに限ります。(各部門、一人1点とします。)

*優秀作品の使用権は主催者に帰属し、応募作品の返却はしません。

*各部門とも優秀作品(最優秀賞、優秀賞、入選)には、賞状および副賞を贈ります。

*応募作品は人権作品展、広報紙・市公式ウェブサイトへの掲載など、さまざまな人権啓発の機会に使用します。

*人権ポスターの部の優秀作品は、他の公的機関が実施する啓発物品のデザインとして活用することがあります。

*小・中学生の部は、学校を通じた応募となります。



▲ 昨年の最優秀作品(小学生の部)

人権施策基本方針を見直します

シリーズ「2012年度米原市人権意識調査」結果報告①

市では、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進するため、平成21年3月に策定した「米原市人権施策基本方針」の見直しを現在進めています。この方針の見直しに先立ち、2012年度米原市人権意識調査を実施しましたので、特徴的な結果をお伝えします。今回は、男女共同参画に関する設問を取り上げます。

2012年度米原市人権意識調査

調査対象者

平成24年8月現在で市内に居住する満20歳以上の男女 1,314人(市民4%)

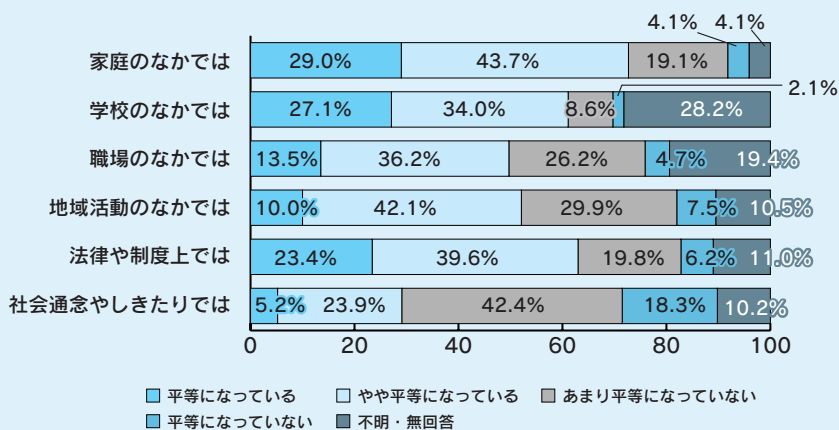
抽出方法

住民基本台帳による無作為抽出

回収状況

42.7%

問 あなたは、次のような面で、男性と女性の地位が平等になっていると思いますか。(それぞれ1つだけに○)



【結果】

男女平等の現状を領域別で考えると、「家庭」や「学校」では比較的平等になっていると考える人が多く、「社会通念やしきたり」で不平等を感じている人の率が一番高くなりました。

また、6つの設問すべての回答で性別差が見られ、特に「平等になっている」は「家庭」では男性35.1%・女性24.7%と10.4ポイントの差、「法律や制度」では男性36.0%・女性13.5%と22.5ポイントもの差が見られました。